褒賞及び懲戒規程（宗規第二十五号）

第一条　褒賞は、僧侶、寺族、檀徒又は信徒の功労に対して、宗務総長の具申によって浄土門主これを行い、功績簿にその功を録し、賞状を授与する。

第二条　僧侶が次の各号の一に該当するときは、これを褒賞する。

一　徳行顕著なとき。

二　布教、教化、学事又は公益事業について特に功労があったとき。

三　寺院の護持興隆に特に功労があったとき。

第三条　寺族、檀徒又は信徒が次の各号の一に該当するときは、これを褒賞する。

一　徳行顕著なとき。

二　寺族、檀徒又は信徒の模範であるとき。

三　宗派、本山及び寺院又は教会の護持経営に特に功労があったとき。

四　公益事業に特に功労があったとき。

第四条　僧侶、寺族、檀徒及び信徒が生前において、褒賞に該当する行為があったときは、褒賞を追贈することができる。

第五条　教師にして、徳行又は功績が特に顕著なものに対しては、功績選考委員会の議を経て、宗務総長の具申により浄土門主はこれに特定の褒賞を行う。

第六条　僧侶が、褒賞に該当する行為をしたときは、教区長は、その褒賞を宗務総長に申請することができる。

2　寺族、檀徒又は信徒が褒賞に該当する行為をしたときは、その属する寺院住職又は教会主任は、その褒賞を教区長を経て宗務総長に申請することができる。

第七条　僧侶にして、非行があったときは、これに懲戒を行う。

第八条　僧侶の懲戒をわけて、次の四種とする。

昭和三八年　三月　二日発布達示第　一九号
改正　昭和四四年一〇月　二日　達示第一三五号
改正　昭和五〇年　三月　七日　達示第二〇三号
改正　平成　四年　三月　七日
改正　平成　五年　三月　六日

一　除籍　僧籍を削除する。

二　降級　僧階、教階及び学階の各一級又は数級降す。

三　停権　一年以内において宗内の公権を停止する。

四　譴責　その行為を譴責し、将来を戒める。

第九条　僧侶が次の各号の一に該当するときは、除籍に処する。

一　宗義に背き、異説を唱えたとき。

二　本宗の秩序を紊乱したとき。

三　禁錮以上の刑に処せられ、情状が重いと認められたとき。

第十条　僧侶が次の各号の一に該当するときは、降級に処する。

一　規則等に定めてある義務を正当な理由なくして、三年以上履行しないとき。

二　規則等に違反した行為をなし、情状が重いと認められたとき。

三　破産の宣告をうけたとき。

四　罰金の刑に処せられ、情状が重いと認められたとき。

五　禁錮以上の刑の宣告をうけ、執行を猶予されたとき、又は情状が軽いと認められたとき。

第十一条　僧侶が次の各号の一に該当するときは、停権又は譴責に処する。

一　規則等に定めてある義務を、正当な理由がなくして、一年以上履行しないとき。

二　規則等に違反した行為をしたとき。

三　罰金の刑に処せられ情状が軽いと認められたとき。

第十二条　前三条に規定するもののほか、規則等に違反し、又は不正の行為により、本宗の威信を毀損した者は、その情状により、除籍、降級、停権又は譴責に処する。

第十三条　削除

第十四条　懲戒の執行を猶予された者が、猶予を取り消されることなく、その期間を満了したときは、その懲戒は効力を失う。

2　懲戒の執行を猶予された者が、改悛の情顕著にして猶予期間の半ばを過ぎたときは、宗務総長は、監正審議会にはかって残存期間を短縮又は免除することができる。

第十五条　懲戒の執行を猶予された者が、その期間中において、更に懲戒に処されるべき非行をしたときは、その猶予は取り消される。

第十六条　懲戒に処すべき者が改悛の情顕著なときは、宗務総長は監正審議会に諮って、その懲戒を一等又は二等減ずることができる。

第十七条　次の各号の一に該当するときは、その懲戒は一等加重される。

一　証憑を湮滅し、又は虚偽の申立てをしたとき。

二　違反二回以上に及ぶとき。

三　懲戒処分中更に非行したとき。

第十八条　非行二件以上に及ぶときは、各々その非行に該当する懲戒中の重きに従って処分する。

第十九条　次の場合には、特免を行う。

一　大赦令が発せられたとき。

二　宗内に重要な法要式典があったとき。

第二十条　懲戒の効果は、特免又は免除によって変更されることがない。

第二十一条　第九条及び第十条第四号に該当する非行により懲戒を申し渡された者については、特免を行わない。

附　則

この規程は、昭和三十八年三月二日から施行する。

附　則

この規程は、昭和五十年三月七日から施行する。

附　則（平成四年三月七日達示第五〇七号）

この宗規は、監正審議会規程（宗規第九十号）施行の日（平成四年四月一日）から施行する。

附　則

この宗規は、公布の日（平成五年四月一日達示第五三一号）から施行する。